

## II. 事業の背景

介護保険の下で提供される住宅改修（以下「住宅改修」という。）は、福祉用具の活用等とともに、在宅高齢者の居住環境整備を図るためのサービスであり、介護保険の基本理念である「高齢者の自立」の観点からも極めて重要なサービスである。

しかしながら、他の介護サービスのように事業所指定制を採っていないことから、指定基準等の事業者の指導根拠がなく住宅事業者の管理や提供されるサービスの質の確保が課題となっている。<sup>i)</sup>

また、介護保険担当部署に住宅改修に対する専門職が配置されていないなどの理由もあって事業者に対する指導が難しいことが指摘されている。<sup>ii)</sup>

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（以下、審議会）の意見<sup>\*1)</sup>においても住宅改修事業者の技術・施工水準のバラツキが大きい<sup>iii)</sup>という実態を踏まえ、市町村があらかじめ事業者の登録を行ったうえで住宅改修費を支給する仕組みを導入できるようにする必要があるとされている。

### 住宅改修全般についての課題

○ 「住宅改修全般について課題と思うことは何か」について、「他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」と回答する保険者がそれぞれ6割前後。

（保険者に対するアンケート集計結果）



出典：平成24年度老人保健健康増進等事業 住宅改修の効果的・効率的な実施方法に関する調査研究事業（公財）テクノエイド協会

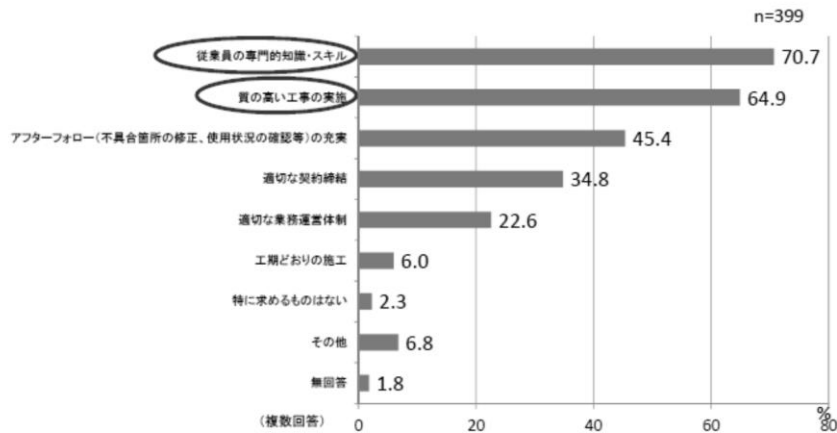
※厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「参考資料 2 福祉用具・住宅改修（参考資料）」（2016年7月20日）P24

さらに、保険者側から住宅改修事業者に対しては「従業員の専門的知識・スキル」や「質の高い工事の実施」が求められている。しかしながら、自治体において住宅改修事業者向けの研修を「実施していない」割合がほぼ9割と、自治体としても事業者に対してフォローアップができていないのが現状といえる。

## 住宅改修の質の向上に求められる取組

○ 「住宅改修に関して住宅改修事業者に何を求めるか」について、70.7%が「従業員の専門的知識・スキル」、64.9%が「質の高い工事の実施」と回答。

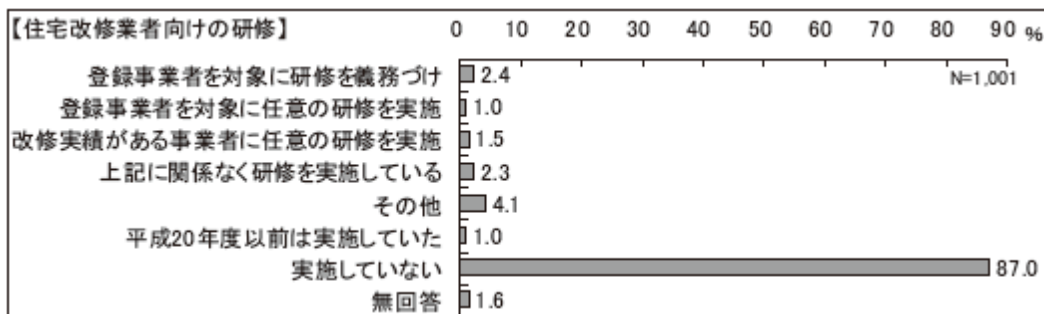
(保険者に対するアンケート集計結果)



出典：平成23年度地域包括ケア体制構築に向けた高齢者の住環境向上のための住宅改修実施事業者の質の確保に関する調査研究事業 (社)シルバーサービス振興会

※厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「参考資料 2 福祉用具・住宅改修(参考資料)」(2016年7月20日) P25

25



※テクノエイド協会 平成25年3月「住宅改修の効率的・効果的な実施方法に関する調査研究事業」報告書 P31

なお、自治体における支給申請に関する工事完了後の訪問による確認の状況においても「全く行っていない」が4割以上で、全件行っている自治体は約1割で、特に規模の大きな自治体で確認が行われていない傾向がある。

また、住宅改修前後の利用者の生活の変化の確認等を行っているかについては、「行っていない」がほぼ8割を占めており、やはり人口規模の大きな自治体において行われる割合が低くなっている。<sup>1)</sup>

Q34.支給申請に関する工事完了後の訪問による確認の状況 (%)

	全体	全件行っている	一部の案件について行っている	全く行っていない	無回答
全体	833	10.3	46.3	41.3	2.0
人口規模(Q1)					
5000人未満	61	44.3	38.0	32.8	4.9
5000~1万人未満	103	20.4	31.1	46.6	1.9
1万~2万人未満	122	14.8	37.7	45.9	1.6
2万~5万人未満	170	6.5	48.2	44.7	0.6
5万~10万人未満	165	4.2	50.3	43.6	1.8
10万人以上	195	0.0	65.1	32.3	2.6
都市区分別					
大都市	31	0.0	61.3	35.5	3.2
中都市	100	0.0	66.0	32.0	2.0
小都市A	229	0.0	54.6	40.2	2.2
小都市B	473	18.7	37.2	44.2	1.9

Q36.住宅改修を行った利用者に対して、改修前と改修後の生活の変化の確認等は行っていますか (%)

	全体	行っている	一部の案件について行っている	行っていない	無回答
全体	833	8.0	11.3	79.2	1.4
人口規模(Q1)					
5000人未満	61	24.8	6.6	65.6	3.3
5000~1万人未満	103	12.8	11.7	72.8	2.9
1万~2万人未満	122	10.7	5.7	81.1	2.5
2万~5万人未満	170	4.7	9.4	85.3	0.6
5万~10万人未満	165	4.2	10.3	84.8	0.6
10万人以上	195	5.1	19.0	75.4	0.5
都市区分別					
大都市	31	0.0	18.1	83.9	0.0
中都市	100	6.0	20.0	73.0	1.0
小都市A	229	4.5	12.7	82.1	0.4
小都市B	473	10.8	3.8	78.9	2.1

※シルバーサービス振興会 平成26年3月「住宅改修事業者の市区町村における状況把握、管理状況に関する調査研究事業」調査結果報告書 P19~20

前述の通り、介護保険制度下における住宅改修給付の質の確保が困難な状況において厚生労働省は給付申請を事前に切り替えただうえで「住宅改修理由書」の策定を義務づけ、住宅改修工事の実施前に申請内容をチェックする仕組みを導入した。その施策による住宅改修の質の向上が期待されたが、全ての課題解決には至っていないと考えられる。

また、住宅改修費は償還払いのため、国保連合会に給付データの蓄積がないなど、工事価格等の取引実態（給付総件数・総額以外）の把握が進んでいない状況にある。

そのため、住宅改修工事価格等取引実態を把握する仕組みおよび改修工事価格や施工水準のバラツキを抑制し、利用者が適切な給付を受けるためには、どのような仕組みが考えられるかが、厚生労働省審議会での論点としてあげられた。<sup>※2)</sup>

論 点
<p>◆共通事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売、住宅改修）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者が適切なアセスメントとケアプランに基づき福祉用具や住宅改修を利用できるよう、サービス担当者会議のみならず、地域ケア会議の活用を含め、どのような方法が考えられるか。</li><li>○ 福祉用具や住宅改修が、利用者の自立支援、状態の悪化の防止、介護者の負担軽減等の役割を果たしていることを考慮した上で、利用者負担のあり方についてどのように考えるか。</li></ul>
<p>◆福祉用具貸与・特定福祉用具販売</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の価格について、極端な価格差が可能な限り生じないようにするとともに、利用者が適切な価格の福祉用具を選択できるようにするためには、どのような仕組みが考えられるか。</li><li>○ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象種目について、それぞれの種目の特性や利用実態等を踏まえて、どのように考えるか。</li></ul>
<p>◆住宅改修</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住宅改修の工事価格等取引実態を把握するために、どのような仕組みが考えられるか。また、工事価格や施工水準のばらつきを抑え、利用者が適切な改修を受けるためには、どのような仕組みが考えられるか。</li></ul>

※厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「資料 2 福祉用具・住宅改修」(2016年7月20日) P7

さらに、住宅改修工事内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための方策として、事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示すことや、複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者に対し説明することとしてはどうかといった点が厚生労働省審議会の論点としてあげられた。

また、建築の専門職やOT・PT・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く紹介してはどうかといった点も厚生労働省審議会の論点としてあげられた。<sup>※3)</sup>

## 論 点

### ◆福祉用具貸与・特定福祉用具販売

- 福祉用具貸与の価格について、給付費請求データに基づいて全ての福祉用具の貸与価格情報を把握し、全国レベルでホームページにおいて公表する仕組みを作ってはどうか。
- 利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与価格情報等を用いて貸与しようとする製品の価格・特徴等を利用者に説明すること、及び複数の製品を提示することを義務づけてはどうか。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書を介護支援専門員（ケアマネジャー）にも交付することとしてはどうか。
- 福祉用具貸与価格に、極端な価格差が生じないようにするため、極端に高い額を貸与価格とする場合には、あらかじめ保険者の了解を必要とすることとしてはどうか。また、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ってはどうか。

### ◆住宅改修

- 住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、
  - ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示すこととしてはどうか。
  - ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者に対し説明することとしてはどうか。
- 建築の専門職やOT・PT・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く紹介してはどうか。

### ◆共通事項

- その他、福祉用具や住宅改修が、利用者の自立支援、状態の悪化の防止、介護者の負担軽減等の役割を果たしていることも考慮した上で、価格設定や保険給付の対象範囲、利用者負担のあり方等について、どのように考えるか。

6

※厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「資料 2 福祉用具・住宅改修」(2016年10月12日) P6

一方、昨年度の調査研究事業<sup>ii)</sup>における保険者へのアンケート調査の結果、各市区町村における住宅改修の実態に関する資料や事例等についても全国的なデータが不足しているのが現状であり、実際に住宅改修の事例を積極的に公開しているような市区町村は見られなかった。

昨年度の調査研究事業<sup>ii)</sup>において保険者が取り組んでいる内容として多く見られたものは以下の通りである。

- ・利用者向けには、住宅改修制度および住宅改修事業についての説明やQ & Aについて広報誌やHPで公開。
- ・介護支援専門員および事業者向けには、住宅改修事業説明会および研修会の開催、住宅改修の手引き書を作成、住宅改修費受領委任払制度取扱登録事業者一覧についてHP等で公開を行っている。

しかし、利用者目線としては何を根拠に住宅改修業者を選んでよいのかが分かりづらく保険者側でも整理されていないことから、住宅改修の情報が広く共有できるような情報公開の仕組みが望ましいとされた。

なお、本事業を実施期間中に開催された厚生労働省審議会での「介護保険制度の見直しに関する意見」※4)において、住宅改修の見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示すことが意見としてあげられた。また、住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例等を、保険者の取組みの好事例を国が広く紹介することを通じて、これらの取組みを全国的に広げていくことが適当であるとの意見があった。

【住宅改修】

- 住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っているが、価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。
- このような状況を踏まえ、住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、以下の取り組みを進めるのが適当である。
  - ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示す。
  - ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する。
- また、建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を、国が広く紹介することを通じて、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。
- このほか、住宅改修事業者の登録制度の導入を求める意見があった一方で、市町村の判断に委ねるべきとの意見があった。また、利用者負担については、所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増を求める意見があった一方で、現行制度維持を求める意見が多くあった。

※厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「介護保険制度の見直しに関する意見」(2016年11月25日)  
P30

※1) 厚生労働省社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(2013年12月20日)

※2) 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「資料2 福祉用具・住宅改修」(2016年7月20日)

※3) 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「資料2 福祉用具・住宅改修」(2016年10月12日)

※4) 厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会「介護保険制度の見直しに関する意見」(2016年11月25日)

- i) シルバーサービス振興会 平成26年3月「住宅改修事業者の市町村における状況把握、管理状況に関する調査研究事業」報告書
- ii) シルバーサービス振興会 平成28年3月「介護保険における福祉用具・住宅改修の価格等の実態に関する調査研究事業」報告書
- iii) テクノエイド協会 平成25年3月「住宅改修の効率的・効果的な実施方法に関する調査研究事業」報告書